

大連ハイテク産業園區のソフトウェア及び

情報サービスアウトソーシング人材に関わる業務の強化に関する若干規定

二〇〇八年七月九日

第一章 総則

第一条 ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング人材に関わる業務を更に強化し、グローバルソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング新鋭都市を建設し、ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業界において「中国一、世界一」の主力になり、世界一流のソフトウェアおよび情報サービスアウトソーシング基地の建設を加速する為、本規定を定める。

第二条 本規定は大連ハイテク産業園區で登記し納税するソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業務に従事する企業（以下、「企業」と略称する）とソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング人材の育成に従事するトレーニング機構（以下、「トレーニング機構」と略称する）、企業に人材を提供する大学及び人的資源サービスを提供する仲介機構に適用する。

適用者は企業及びトレーニング機構の従業員であり、その内、高級人材とは企業及びトレーニング機構に雇用されている年間収入が6万元以上の技術者、管理者及び専任教師を指す。緊缺（注：今すぐ必要だが、足りないの意味）人材とは「大連ハイテク産業園區ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業界の緊缺人材指導目録」に符合する各種人材を指す。

第三条 ハイテク産業園區ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業界人材発展専門資金（以下、「専門基金」と略称する）を設け、「大連ハイテク産業園區ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業界人材発展専門資金の管理方法」を発行する。専門資金は、主に園區のソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業

界の発展に政策支援を提供し、人材育成、人材導入及び人材安定化に関わり、誘導とモデルの役割を果たす。

第二章 人材募集

第四条 高級人材を対象に奨励する。奨励は「大連ハイテク産業園區ソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング業界高級人材奨励実施細則」で規定する基準に基づいて実施する。

第五条 他地方から初めて大連に勤務し、且つ企業と一年間以上の労働契約書を締結した高級人材と緊缺人材に対して転勤手当を支給する。基準は、年間収入が20万元以上の高級人材に、一人当たり3万元とする。緊缺人材は職場により、一人当たり最低5,000元、最高10,000元とする。転勤手当は一括性手当であり、重複して得てはならない。

第六条 初めてハイテク産業園區でソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング企業を設立する個人に対して、創業手当を支給する。企業の第一年目の運営状況に応じて、10万元を超えない範囲で一括支給する。

第七条 企業と長期提携関係を持っている信用があり、企業の満足度が高い仲介機構を対象に奨励する。奨励の限度額は企業に提供した他地方からの人材数と手数料の総額により計算する。手数料の50%を超えない範囲とする。

第三章 人材育成

第八条 図書館、体育活動センターなどの公共施設を含む大連ハイテク産業園區人材資源機能エリアを企画し建設する。国内外の大学、トレーニング機構と企業が機能エリアで分院（校）、実務トレーニング基地及びモデル学院、人的資源仲介機構を設立することを奨励し、土地及び資金の面で支援を提供する。

第九条 人材育成ビルを建設し、進出しているトレーニング機構及び場所を借りて長期的に社内教育を行う企業に対して、貸借料補助金及び関連サービスを提供する。

第十条 開放式公共 IT 人材実践体験センター、実用開発ツール及び設備、多機能言語教育教室などを含む IT 教育資源共有プラットフォームを作り、企業に安価な貸借料及びサービスを提供する。

第十一条 公共トレーナーデータベースを作る。企業とトレーニング機構がトレーナーデータベースへ人材を提供することを奨励する。優秀なトレーナーに対して特別手当を支給し、また所属企業とトレーニング機構を対象に奨励する。毎年定期的にトレーナーデータベースに選ばれた人員に無料で教育を行う。企業に勤務している経験ある技術者の専門トレーナーへの転職を奨励し、転職してトレーナーデータベースに選ばれた人員に対して一年間の職場移動手当を支給する。

第十二条 大学に「大連ハイテク産業園区ソフトウェア人材輸送（教育）基地」を設立することを奨励する。企業やトレーニング機構と提携してソフトウェア及び情報サービスアウトソーシング人材の「指向性前置教育（企業に要求に応じて業界への就職を前提とした実践教育）」を行う大学に対して、毎年 10 万元を限度として手当を支給する。

第十三条 企業で在学中の大学生を対象に IT 技能訓練キャンプの開催を奨励する。受け入れた実習生の人数、時間、訓練項目及び管理状況に応じて、毎月一人当たり 1,000 元を基準に手当を提供する。手当の限度額は最高 3,000 元を超えないこととする。

第十四条 大連ハイテク産業園区管理委員会は毎年定期的に企業が必要な技術トレーニングを行い、50%を超えない範囲でトレーニング費用手当を支給する。企業が自主的に行う中高層技術と管理人員の海外研修に対して手当を支給する。

第四章 人材サービス

第十五条 ハイテク産業園区のビジネス、医療、交通など関連サービス施設の建設を加速し、ソフトウェア人材の子女が就学する学校を開設する。人材に、より優れた仕事と生活環境を提供する。

第十六条 人材住宅保障計画を実施し、ソフトウェアエンジニア向けアパートとIT人材住宅区を建設し、ソフトウェア人材に安い貸借料の賃貸住宅及び価格限定住宅を提供する。保障の基準は「大連ハイテク産業園区ソフトウェア人材住宅保障実施細則」に基づき実施する。

第十七条 人材公共サービスプラットフォームを建設する。ハイテク産業園区人的資源サービスセンターを設立し、人材データベースと人材信用資料ベースを設け、企業に人材導入、教育、流動、信用評価などの公共サービスを提供する。

第十八条 毎年企業が国内外のIT人材募集活動に参加するよう手配し、または人材募集活動を行う。企業が募集活動に参加した関連費用に対して手当を支給する。

第五章 附則

第十九条 本規定は大連ハイテク産業園区管理委員会が解釈の責任を負う。

第二十条 本規定は公表日より実施する。